

災害時要援護者台帳に登録しましょう！



●災害時要援護者台帳とは？

災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方（要援護者）が、避難を支援していただく方（支援者）と一緒に登録し、災害のときに活用します。

- ・対象者はおおむね次の方です。
 - ①身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ②療育手帳の交付を受けている方
 - ③70歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - ④介護保険の要介護認定を受けている方
 - ⑤認知症高齢者



※①から⑤に該当しない方でも、災害時の避難に不安のある方は、申請することで災害時要援護者として登録することができます。

●登録を希望する方は・・・

- ①申込書の提出が必要です。
- ②「地域支援者」を決めていただきます。

・「地域支援者」とは、要援護者の方の普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援をしていただく方をいいます。そのため、隣近所の方々をお願いするのが理想です。



※地域支援者になったからといって、決して責任を伴うものではありません。日ごろからよい近所付き合いを心がけていただき、できる範囲内での支援をお願いするものです。

※地域支援者を決定することが難しい場合は、福祉部福祉課もしくは地域の民生委員・自治会長にご相談ください。



申込み・お問い合わせ

福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 FAX 944-6551

上級救命講習のお知らせ

大切な人が倒れたとき、あなたはその人を救えますか？
生活の中でいつ起こるか分からない病気やケガに備え、応急手当の方法を学びましょう。
いざというとき、あなたの迅速な119番通報と救命処置で、大切な「命のリレー」をスタートさせましょう。

日時：9月7日(土) 9:00～18:00
場所：東部消防組合消防本部 2階講堂
対象：①中学生以上で、東部消防組合管内（西原町・与那原町・南風原町）に住所を有する者、または職場がある者
②最後まで講習を受けることができる者

募集定員：40名
受講料：無料
申込方法：専用の申込用紙で直接お申し込みください。
申込先：東部消防組合消防本部 警防課
申込期間：8月5日(月)～9月5日(木) 9:00～16:30
※定員に達ししだい、締め切ります。
※受講修了者には「上級救命講習修了証」を交付します。

お問い合わせ
東部消防組合消防本部 警防課
☎946-9999

犯罪や非行のない社会を！“社会を明るくする運動”

毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間に合わせて、同運動の協力要請文の伝達式が7月1日に町役場で行われ、谷垣禎一法務大臣からの文書が上間明町長に手渡されました。



中部南保護区保護司会の与那嶺絹子副会長が、要請文を渡しました。

今回で63回目を向かえる同運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目指したものです。

未成年の重大犯罪や未成年が被害者となる事件は依然として後を絶たず、近年は非行の低年齢化、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題になっています。また沖縄県は深夜はいかいや喫煙などによる不良行為での検挙・補導が多くなっています。

西原町では保護司や更生保護女性会員、学校や地域、行政などが連携して対策にあたり、関係者の尽力で保護観察の対象となった未成年等の数は、年々減少しています。今後も犯罪や非行の防止、立ち直りを支える地域の力を強め、安心安全な住みよい地域づくりを目指します。

西原町の保護観察対象者の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度（4月～6月）
人数	30	16	6	0



歯を磨こう！
口の中を健康に！

母子保健推進員が、エプロンシアターで子どもたちにメッセージ



6月4日から10日の「歯と口の健康週間」にちなみ、西原町母子保健推進員のメンバーが6月3日に西原東幼稚園を、6月24日に西原南幼稚園を訪問し、エプロンシアターなどを通して歯と口の健康について教えました。

「あかしの星のくいしんぼう」という歌に合わせて、子どもたちは母子保健推進員と一緒に踊り、おし歯にならないために、お菓子を食べたら歯をみがこうと歌いました。また、



絵本の読み聞かせや保健師による歯に関するクイズも実施。子どもたちは楽しみながら歯と口の健康について学びました。

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎945-5311

新しい母推さんが仲間入り

これまで欠員となっていた徳佐田、千原、森川の担当者が決定しました、よろしくお祈いします。



亀山 千恵子
TEL 945-5808

任期

平成25年7月24日～
平成27年3月31日